

保険料の軽減

▶均等割の軽減(年額)

被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。なお、世帯主が被保険者でない場合でも、所得の判定の対象となります。

| 所得が次の金額以下の世帯 | 軽減前の均等割 | 軽減割合 | 軽減後の均等割 |
|------------------------------------|---------|------|---------|
| 33万円以下かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で、他の所得がない | 51,472円 | 9割 | 5,147円 |
| 33万円以下 | | 8.5割 | 7,720円 |
| 33万円+(24万5千円×世帯の被保険者数)以下 | | 5割 | 25,736円 |
| 33万円+(45万円×世帯の被保険者数)以下 | | 2割 | 41,177円 |

▶所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

| 所得が次の金額以下の方 | 軽減割合 |
|----------------------|------|
| 所得から33万円を引いた額が58万円以下 | 5割 |

▶被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

被用者保険とは、全国健康保険協会が運営する「協会けんぽ(旧社会保険)や組合管掌健康保険(企業の健康保険組合など)共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のこと。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

▶災害や失業などにあった方へ

災害や失業などで所得が大幅に減少した方、その他特別な事情で経済的に困っており保険料の支払いが困難な方は、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

半年ごとに医療費をお知らせします

被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくために、希望する方へ医療費の通知を半年ごとに送付しています。この通知は、医療費の内訳をお知らせするもので、これを受け取った後に、医療費の申請などをする必要はありません。

通知を希望する方は、北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)または市国保医療助成課へ電話でご連絡ください。すでに通知を受けている方は、引き続き送付しますので、手続きの必要はありません。

なお、この通知を確定申告などの医療費控除の領収書の代わりにすることはできません。

問合せ 市国保医療助成課

後期高齢者医療制度のお知らせ

7月に新しい保険証・減額認定証を送付します

有効期限は1年間で、毎年更新

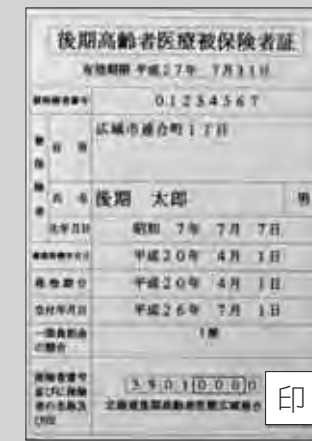
現在使用中の保険証と減額認定証は、7月31日(木)で有効期限が満了となり、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証をお送りしますので、届きましたら、古い保険証を破棄し、新しい保険証を使用してください。新しい保険証の有効期限は平成27年7月31日です。万が一、紛失したときや汚れた時は、再交付の手続きをしてください。

なお、新しい減額認定証は、今までに交付を受けていた方で、引き続き対象となる方に送付しますが、新たに減額認定を受ける方は、手続きが必要です。

新しい保険証

色は黄緑色です



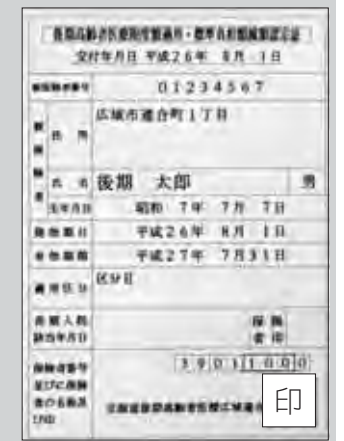
新しい減額認定証

色は黄色です

【減額認定の対象】

世帯全員が市・道民税非課税の方

所得額によって、医療費の自己負担限度額が異なりますので、詳細はお問い合わせください。



平成26年度の年間保険料は

保険料額は、7月中旬に保険料額決定通知書で個別に通知します。なお、年度の途中で加入した場合の保険料額は、加入した月からの月割で計算します。

均等割
(1人当たりの額)
51,472円

所得割
(本人の所得に応じた額)
(平成25年の所得 - 33万円) × **10.52%**

1年間の
保険料
(100円未満切捨、
限度額57万円)

所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除額、給与所得控除額など)を差し引いたもの。

保険料の支払い方法

保険料の支払いは、年金からの差し引きと口座振替のどちらかを選ぶことができます。口座振替を希望する方は、本人の保険証、口座振替する口座の預金通帳と印鑑を持って、市国保医療助成課、北村・栗沢支所保健福祉課、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンターで手続きをしてください。